

～こんな手口を知っていますか?お互いの見守りで被害を防ぎましょう～

主な問題商法と勧誘の手口

●●に当てはまる言葉を埋めてください。

主な問題商法

主な勧誘の手口

① ^{てん}点 ^{けん}検 ^{しょう}商 ^{ほう}法

「●●に来た」「無料で●●」などと言って家に上がり込み、「水質がよくない」「床下が腐ってる」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる。

② ^り利 ^{しょく}殖 ^{しょう}商 ^{ほう}法

「値上がり確実」「必ず●●●●」など、利殖になることを強調し、投資や出資話を持ちかけ勧誘する。

③ ^{とう}当 ^{せん}選 ^{しょう}商 ^{ほう}法

「懸賞に●●した」「宝くじが当たった」などのダイレクトメールを送付し、手数料を支払えば受け取れると消費者をだまし、お金を支払わせる。

④ ^{しょう}か ^{ほう}たり ^{しょう}商 ^{ほう}法

業者が、消防署や市役所・消費者センターなど●●機関の関係者であるかのように思わせて、商品やサービスを契約させる。

⑤ ^{ない}内 ^{しょく}職 ^{しょう}商 ^{ほう}法

「●●で高収入」「資格・技術を身につけて●●ワーク」などと勧誘し、実際は高額な教材などを売りつけ、収入が得られないことがほとんどである。

⑥ ^{しょう}キャ ^{ほう}ッチ ^{しょう}セール ^{ほう}ス

駅や繁華街の路上で「●●●●●●に答えて」などと呼び止めて、喫茶店や店舗に連れて行き、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる。

⑦ ^{しょう}マ ^{ほう}ル ^{しょう}チ ^{ほう}商 ^{ほう}法

商品を買って会員になり、友人や知人に「商品を勧め入会させれば●●●が入る」と勧誘する。

〈答え〉①点検 ②もうかる ③当選 ④公的 ⑤在宅 ⑥アンケート ⑦紹介料

ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター 〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室 〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益田合同庁舎 1 階

TEL & FAX 0856-23-3657